

定款変更認証申請に係る縦覧書類

(令和 7 年度)

1 申請年月日

令和 8 年 2 月 4 日

特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 津学童保育総合センター

3 代表者の氏名

清水 美津代

4 主たる事務所の所在地

津市香良洲町3762番地5

5 定款記載の目的

この法人は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）等に基づき、障害児通所支援事業、地域子ども・子育て支援事業、就労継続支援等を行い、児童やその保護者、障害者等の支援等を推進するとともに、上記の事業所に係る指導員等に対する教育等に関する事業を行い、子育て支援及び社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

6 縦覧期間

令和 8 年 2 月 4 日 ～ 令和 8 年 2 月 18 日

特定非営利活動法人津学童保育総合センター定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人津学童保育総合センターという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を三重県津市香良洲町3762番地5に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）等に基づき、障害児通所支援事業、地域子ども・子育て支援事業、就労継続支援等を行う。また、障害のある方が地域社会で自立した生活を送るために、必要なサービスの利用計画を作成し、継続的にサポートを行い、児童やその保護者、障害者等の支援等を推進するとともに、上記の事業所に係る指導員等に対する教育等に関する事業を行うことで、子育て支援及び社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健康育成を図る活動
- (2) 前号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- (3) 障害者の自立と共生社会（障がいのある人とない人が、相互に人格と個性を尊重し合い、それぞれの違いを認め合いながら共に生きる社会をいう。）の実現を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業等
- (2) 子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業等
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく就労継続支援等の障害福祉サービス事業
- (4) 上記(1)から(3)までの事業に係る指導員等に対する教育等に関する事業
- (5) その他、子育て支援、障がい者支援等に関する研修、広告啓発等に係る各事業
- (6) 障害のある方（子どもから大人まで）を対象に日中の一定時間、施設や事業所で一時的に預かり必要な支援を提供する福祉サービス事業
- (7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業
- (8) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上7人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち1人を理事長とし、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の利益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から21日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、前条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 50 条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が、署名押印しなければならない。
- 3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号に掲げる事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 社員総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び付議事項を記載した書面をもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

- 第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び活動予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用として講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項に該当する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第 52 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 事務局

(設置等)

第 54 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。

4 理事は、事務局長及び職員と兼職することができる。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 55 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第 11 章 雑則

(細則)

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 清水美津代

副理事長 近藤千代美

理事 鎌田祐子

同 佐藤克哉

同 藤川由香

監事 高橋洋子

同 畑井育男

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 26 年 6 月 30 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員 賛助会員

(1) 入会金 5,000 円 0 円

(2) 年会費 3,000 円 10,000 円

7 この定款の変更は、定款変更認証の日より施行する。

7 年度事業計画書

(令和 7 年 4 月 1 日～ 令和 8 年 3 月 31 日)

特定非営利活動法人 津学童保育総合センター

1 事業実施の方針

○令和 6 年 4 月 1 日から義務化された「安全計画の策定」それと同じく義務化された「業務継続計画」「虐待防止・身体拘束廃止」など大きく取り上げられ、これらの研修や訓練、防災訓練も包含した児童の安全を確保する取り組みを計画的（具体的に年間スケジュールを組んで）に実施してきたことを踏まえて振り返り、継続する。[児童発達・放課後等デイサービス（多機能型）・就労継続支援 B 型]（利用者とのかかわりを振り返るための人権チェック&ステップアップシート実施）

またスキルアップのための国研修独自の講義・演習などにも積極的に参加する。

○昨年の事業報告で職員のメンタルにかかわるヘルスチェックを作成し働きやすい職場の在り方の提案から、継続をしていく。

○多機能型では、法人独自の支援プログラムに沿って 5 療育の支援を必要とすることになっていて個別支援計画には必要な内容であるため、常に療育に携わる職員と研修を深めていく。

○多機能型、子育て支援センターにおいて、保護者へのホローは不可欠である。

保護者との関係性は“支援の土台”ともいえる重要な要素であり信頼関係が築かれることで、支援者と保護者が同じ方向を向き、子どもをよりよく支えるチームになることができるよう努力する。

○上記のすべてに繋がることで、令和 8 年度、障害のある方が地域社会で自立した日常生活を送れるよう「相談支援専門員」を設置できるよう研修会など参加して準備をしていく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の 予定人数	受益対象者の 範囲及び 予定人数
児童福祉法に基づく障害児通所支援事業等	この事業は、障害児及びその保護者の意思及び人格を尊重し、障害児及びその保護者の立場に立って、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、社会との交流が図れるよう支援することを目的とする。	利用予定日を選択し、連絡後実施	津市香良洲町 362-5 津市森町 2039-50	7 名 10 名	津市・松阪 1 日 10 名
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく就労継続支援等の障害福祉サービス事業	利用者の働く場所や居場所を提供するようなサービスです。就労継続支援 B 型を利用することによって利用者の働く場所を確保し、そこでの経験を通じて最終的には一般の企業で働くことを目指す。	令和 7 年 4 月	津市森町 2039-50	5 名	津市・松阪 1 日 7 名
障害のある方（子どもから大人まで）を対象に日中の一定時間、施設や事業所で一時的に預かり、必要な支援を提供する福祉サービス事業	障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする。	利用予定日を選択し、連絡後実施	津市香良洲町 362-5 津市森町 2039-50	若干名	津市・松阪 若干名

子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業	家庭や地域における子育て機能の低下や子育ての中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的とする。		津市森町 2039-50	3名	5~6名
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業・児童福祉法に基づく障害児相談支援事業	障害者が地域社会で自立した生活を実現するために、必要なサービスの利用計画を作成し、適切な支援を提供することの目的と、具体的には、障害者が抱える課題を解決し、適切なサービスを利用できるようにするためのケアマネジメントを行うことを目的とする。		津市森町 2039-50	3名	松阪・津市 未定

8 年度事業計画書

(令和 8 年 4 月 1 日～ 令和 9 年 3 月 31 日)

特定非営利活動法人 津学童保育総合センター

1 事業実施の方針

児童発達支援及び放課後等デイサービス（多機能型）と就労継続支援 B 型など障害福祉サービス事業所は、障害者に対して様々な支援を提供する施設であり、地域社会での生活を支援する重要な役割を果たしている。長期にわたって支援をしていく中で、保護者との信頼関係も深まり利用者の社会に出てからの自立した生活ができていくかの相談が多数あり、令和 8 年 5 月より相談支援事業所を開所するにあたった。

子育て支援センターにおいては、親と子の関係性以外に“保護者に対して保育に関する指導を行うこと”が、新たに保育者の業務に加えている。子どもと一緒に育てる、すなわち保護者支援をすることが保育者の仕事の一部になってきている。核家族化が進み、子育ての基盤となる家庭の機能が低下している中で、子どもの健全な成長を図るためには、必要な考えであることを認識していく。

令和 7 年 10 月に「ハラスメント防止のために指針及びマニュアル」を作成し、(項目として・パワーハラスメント・セクシャルハラスメント・カスタマハラスメント) 防止のためにすべての職員に安全で尊厳ある労働環境を提供すると共に利用者に対して安定したサービスを提供するために本指針及びマニュアルを策定し当法人のすべての職員に適用している。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の 予定人数	受益対象者の 範囲及び 予定人数
児童福祉法に基づく障害児通所支援事業等	この事業は、障害児及びその保護者の意思及び人格を尊重し、障害児及びその保護者の立場に立つて、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、社会との交流が図れるよう支援することを目的とする。	利用予定日を選択し、連絡後実施	津市香良洲町 362-5 津市森町 2039-50	7 名 10 名	津市・松阪 1 日 10 名
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく就労継続支援等の障害福祉サービス事業	利用者の働く場所や居場所を提供するようなサービスです。就労継続支援 B 型を利用することによって利用者の働く場所を確保し、そこでの経験を通じて最終的には一般の企業で働くことを目指す。	令和 8 年 4 月	津市森町 2039-50	5 名	津市・松阪 1 日 7 名
障害のある方（子どもから大人まで）を対象に日中の一定時間、施設や事業所で一時的に預かり、必要な支援を提供する福祉サービス事業等	障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする。	利用予定日を選択し、連絡後実施	津市香良洲町 362-5 津市森町 2039-50	若干名	津市・松阪 若干名

子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業等	家庭や地域における子育て機能の低下や子育ての中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的とする。		津市森町 2039-50	3名	5~6名
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業・児童福祉法に基づく障害児相談支援事業	障害者が地域社会で自立した生活を実現するために、必要なサービスの利用計画を作成し、適切な支援を提供することの目的と、具体的には、障害者が抱える課題を解決し、適切なサービスを利用できるようにするためのケアマネジメントを行うことを目的とする。		津市森町 2039-50	3名	松阪・津市当法人において1か月39名までを厳守

令和7年度 活動予算書
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人 津学童保育総合センター
(単位: 円)

科目	特定非営利活動に係る事業			合計
	学童保育	子育て支援	就労支援	
I 経常収益				
1. 受取会費				
正会員受取会費	36,000			36,000
2. 受取助成金等				
受取補助金	108,000,000	9,724,000	7,800,000	125,524,000
3. 事業収益				
利用者負担金	2,500,000		180,000	2,680,000
支援事業受託収入	5,500,000		1,000,000	6,500,000
就労支援事業収益			1,300,000	1,300,000
4. その他収益				
受取利息				
雑収入				
経常収益計	116,036,000	9,724,000	10,280,000	136,040,000
II 経常費用				
1. 事業費				
(1) 人件費				
給料手当	55,000,000	9,000,000	8,500,000	72,500,000
法定福利費	10,000,000			10,000,000
福利厚生費	7,000,000			7,000,000
人件費計	72,000,000	9,000,000	8,500,000	89,500,000
(2) その他経費				
教材費	1,500,000			1,500,000
副食食材費	1,800,000			1,800,000
旅費交通費	2,800,000		400,000	3,200,000
通信費	650,000	50,000	50,000	750,000
水道光熱費	1,200,000	100,000	160,000	1,460,000
消耗品費	2,700,000	100,000	300,000	3,100,000
消耗什器備品費	500,000			500,000
修繕費	300,000			300,000
車両費	1,000,000			1,000,000
燃料費	2,500,000			2,500,000
地代家賃	10,740,000	960,000	420,000	12,120,000
保険料	1,800,000			1,800,000
交際費	750,000			750,000
租税公課	250,000	50,000	50,000	350,000
委託費	400,000			400,000
減価償却費	1,600,000			1,600,000
リース料	5,600,000	140,000	82,500	5,822,500
研修費	500,000			500,000
諸会費	50,000			50,000
就労作業工賃			700,000	700,000
就労材料費			750,000	750,000
雑費	900,000	50,000	100,000	1,050,000
その他経費計	37,540,000	1,450,000	3,012,500	42,002,500
事業費計	109,540,000	10,450,000	11,512,500	131,502,500

令和7年度 活動予算書
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人 津学童保育総合センター
(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業			合計
	学童保育	子育て支援	就労支援	
2. 管理費				
(1) 人件費				
役員報酬	2,500,000			2,500,000
給料手当	500,000			500,000
人件費計	3,000,000		0	3,000,000
(2) その他経費				
雑費	800,000			800,000
その他経費計	800,000			800,000
管理費計	3,800,000		0	3,800,000
経常費用計	113,340,000	10,450,000	11,512,500	135,302,500
当期経常増減額	2,696,000	-726,000	-1,232,500	737,500
Ⅲ 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	0
Ⅳ 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	0
法人税、住民税及び事業税			72,000	72,000
経理区分振替	-726,000	726,000		0
当期正味財産増減額	1,970,000	0	-1,304,500	665,500
前期繰越正味財産額	33,877,270	0	-3,201,554	30,675,716
次期繰越正味財産額	35,847,270	0	-4,506,054	31,341,216

令和8年度 活動予算書
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
特定非営利活動法人 津学童保育総合センター

(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業				合計
	学童保育	子育て支援	就労支援	相談事業所	
I 経常収益					
1. 受取会費					
正会員受取会費	36,000				36,000
2. 受取助成金等					
受取補助金	109,000,000	10,170,000	9,000,000	350,000	128,520,000
3. 事業収益					
利用者負担金	2,800,000		200,000		3,000,000
支援事業受託収入	6,500,000		1,300,000		7,800,000
就労支援事業収益			1,500,000		1,500,000
4. その他収益					
受取利息					
雑収入					
経常収益計	118,336,000	10,170,000	12,000,000	350,000	140,856,000
II 経常費用					
1. 事業費					
(1) 人件費					
給料手当	56,000,000	9,000,000	9,000,000		74,000,000
法定福利費	11,000,000				11,000,000
福利厚生費	13,000,000				13,000,000
人件費計	80,000,000	9,000,000	9,000,000		98,000,000
(2) その他経費					
教材費	1,200,000				1,200,000
副食食材費	1,500,000				1,500,000
旅費交通費	2,000,000		300,000		2,300,000
通信費	600,000	50,000	50,000		700,000
水道光熱費	900,000	90,000	160,000		1,150,000
消耗品費	1,500,000	60,000	200,000	100,000	1,860,000
消耗什器備品費	500,000			200,000	700,000
修繕費	500,000				500,000
車両費	750,000				750,000
燃料費	2,300,000				2,300,000
地代家賃	9,360,000	960,000	420,000		10,740,000
保険料	2,200,000				2,200,000
交際費	750,000				750,000
租税公課	160,000	50,000	50,000		260,000
委託費	300,000				300,000
減価償却費	1,700,000				1,700,000
リース料	6,500,000	140,000	82,500		6,722,500
研修費	600,000				600,000
諸会費	50,000				50,000
就労作業工賃			800,000		800,000
就労材料費			1,000,000		1,000,000
講演会等経費					0
雑費	650,000	50,000	80,000	50,000	830,000
その他経費計	34,020,000	1,400,000	3,142,500	350,000	38,912,500
事業費計	114,020,000	10,400,000	12,142,500	350,000	136,912,500

令和8年度 活動予算書
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
特定非営利活動法人 津学童保育総合センター

(単位：円)

2. 管理費					
(1) 人件費					
役員報酬	2,300,000				2,300,000
法定福利費	200,000				200,000
人件費計	2,500,000	0	0	0	2,500,000
(2) その他経費					
旅費交通費					0
雑費	600,000				600,000
その他経費計	600,000			0	600,000
管理費計	3,100,000	0	0		3,100,000
経常費用計	117,120,000	10,400,000	12,142,500	350,000	140,012,500
当期経常増減額	1,216,000	-230,000	-142,500	0	843,500
Ⅲ 経常外収益					
経常外収益計	0	0	0	0	0
Ⅳ 経常外費用					
経常外費用計	0	0	0	0	0
法人税、住民税等			72,000		72,000
経理区分振替	-230,000	230,000			0
当期正味財産増減額	986,000	0	-214,500		771,500
前期繰越正味財産額	35,847,270	0	-4,506,054		31,341,216
次期繰越正味財産額	36,833,270	0	-4,720,554		32,112,716